

1. 屋外広告業登録事項の変更に必要な書類

(令和2年5月28日 改定)

変更事項	提出書類
法人の屋外広告業者の名称、所在地	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書
個人の屋外広告業者の氏名、住所	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	住民票
島根県の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書（法人で商業登記の変更を必要とする場合）
島根県の区域内で営業を行う営業所の追加	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書（法人で商業登記の変更を必要とする場合）
島根県の区域内で営業を行う営業所の減少	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
法人の役員（代表者含む）の氏名 ※監査役は届出不要。	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	履歴事項全部証明書
	誓約書（様式第11号）（新たに就任した場合のみ）
	住民票（新たに就任した場合のみ）
未成年者の法定代理人の氏名、住所 ※未成年者：屋外広告業に関して成年者と同じの行為能力を有しない未成年者のこと。	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	誓約書（様式第11号）（新たに就任した場合のみ）
	住民票（新たに就任した場合のみ）
	略歴書（様式第12号）（新たに就任した場合のみ）
業務主任者の氏名、所属営業所の名称	屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
	住民票（新たに就任または異動した場合のみ）
	業務主任者の資格を証する書面 （新たに就任または異動した場合のみ）

2. 提出書類に関する留意事項

● 履歴事項全部証明書

・いわゆる法人登記簿のことで、6ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

● 誓約書

・代表取締役名で作成し、1部提出すること。

● 住民票

・6ヶ月以内に発行されており、マイナンバーの記載が無いものを提出すること。

・本籍、世帯主、筆頭者、続柄の記載を省略したもので、本人のみ記載されたものが望ましい。

● 略歴書

・「賞罰」の欄は、該当無しの場合も「賞罰の内容」の欄へその旨を記載すること。

● 誓約書、住民票、略歴書

・退任する役員については提出不要。

・元々役員であった者の役職変更の場合は提出不要。ただし、変更の届出は必要。